

# 合併協議会会議概要報告

日時 平成15年9月26日(金)午後1時30分  
場所 丹原町文化会館小ホール

## 報告事項

- ▼報告第40号 住民説明会の報告  
(5ページに概要を掲載)
- ▼報告第41号 合併協議会委員及び小委員会委員の変更

## 合併協議会・小委員会委員の変更

協議会・小委員会	新	旧
合併協議会	徳永 求	眞鍋 行 義
小委員会	新市建設計画	岡田 初 徳永 英 光
	新市名候補選定	岡田 初 徳永 英 光
	新市の事務所の位置検討	徳永 英 光 岡田 初

## 継続協議事項

- ▼報告第42号 新市名候補選定小委員会報告
- ▼報告第43号 新市の事務所の位置検討小委員会報告
- 協議第32号 各種事務事業(国民健康保険事業関係)の取扱い  
(内容の詳細は10月号に掲載)
- 協議第33号 各種事務事業(介護保険事業関係)の取扱い

### 介護保険事業計画

介護保険事業計画については、新市移行後速やかに統一した事業計画を策定する。

### 介護保険運営協議会

介護保険運営協議会については、西条市の例により調整する。ただし、委員定数、任期等については、合併時に調整する。

### 介護認定調査、介護認定審査会

1 介護認定調査については、公平公正な調査が行われるよう合併時に調整する。

2 介護認定審査会については、公平公正な審査が行われるよう合併時に調整する。

### 保険給付

1 介護給付及び予防給付については、現行のとおりとする。

2 市町村特別給付については、サービスの低下にならないよう高齢者福祉事業で対応する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。

### 介護保険料の賦課徴収

1 保険料については、介護保険事業計画に基づき、**適正な保険料を算定し、統一する**。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

2 賦課期日・納期については、国民健康保険税の納期を考慮し、東予市、丹原町の例により調整する。

る。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

### 低所得者対策

(介護保険料軽減措置)

低所得者対策(介護保険料軽減措置)については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度はそれぞれの旧市町の例による。

## 介護保険料(標準) 第1号被保険者 第3段階の保険料

団体	月 額
西条市	3,475円
東予市	3,067円
丹原町	3,150円
小松町	3,458円

(平成15年度)

■協議第34号 各種事務事業(福祉関係)の取扱い  
(内容の詳細は10月号に掲載)

■協議第35号 各種事務事業(保健関係)の取扱い

### 1 健康教育(母子保健)

(1) 母親・両親学級の対象については、西条市、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。内容、回数については、新市移行後速やかに調整する。

(2) 離乳食講習会については、4か月児健診に併せて実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

### 2 健康診査(母子保健)

(1) 妊婦一般健康診査については、現行のとおりとする。

(2) 乳児一般健康診査の受診票の交付時期については、新市移行後速やかに調整する。対象については、前期(5~6か月)、後期(9~10か月)とする。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

付時期については、新市移行後速やかに調整する。対象については、前期(5~6か月)、後期(9~10か月)とする。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

### 3 乳児健康診査の対象について

は、西条市、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。健診内容、回数については、新市移行後速やかに調整する。

(4) 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査の対象については、西条市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。健診内容、回数については、新市移行後速やかに調整する。

### 3 健康相談(母子保健)

乳幼児健康相談については、対象月数を決めず、乳幼児健康相談として、各保健センターで毎月1回実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。内容については、新市移行後速やかに調整する。

### 4 健康教育(成人保健)

(1) 集団健康教育については、新市移行後速やかに調整する。

(2) 個別健康教育については、高血圧、高脂血症、糖尿病を統一して実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

### 5 健康診査(成人保健)

健康診査については、健康診査の種類、対象年齢を統一して実施する。

徴収金については、西条市の例により、**無料とする**ことで調整する。

ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

### 6 健康相談(成人保健)

(1) 総合健康相談、重点健康相談については、新市移行後速やかに調整する。

(2) 介護家族健康相談については、新市移行後速やかに、総合健康相談を活用するよう調整する。

### 7 予防接種

予防接種については、西条市の例により調整する。学童の二種混合、日本脳炎は個別接種とする。

### 8 保健センターの管理運営

現行のまま4保健センターを新市に引き継ぎ、合併時に調整する。

### 9 中川診療所

中川診療所については、現行のまま新市に引き継ぐ。

(大保不診療所も同様とする。)

■協議第36号 各種事務事業(消防防災関係)の取扱い(その2)  
(内容の詳細は10月号に掲載)

■協議第37号 各種事務事業(教育関係)の取扱い(その1)

### 市立小中学校の通学区域

市立小中学校の通学区域については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

### 奨学金貸付事業

奨学金貸付事業については、西条市の例を基本として、新たな制度を創設する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。